

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百二十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百二十三号）第十八条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正し、令和七年六月一日から適用する。ただし、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の施行の日（令和二年六月一日）前に販売され、販売の用に供するため製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装と同様のものがこの告示の適用の日前に販売され、販売の用に供するため製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている場合においては、それに使用される食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第一条に規定する材質の原材料であつて、これに含まれる物質については、この告示による改正後の食品、添加物等の規格基準の別表第一に掲げられているものとみなすことができる。

令和五年十一月三十日

次の表のように改正する。

厚生労働大臣　武見　敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第3 器具及び容器包装</p> <p>A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 食品衛生法施行令第1条に規定された材質の原材料であつて、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。以下同じ。）ごとに定める当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量（以下「含有量等」という。）は、別表第1のとおりとする。ただし、着色料として使用される場合にあつてはこの限りでない。なお、別表第1に掲げる原材料であつて、これに含まれる物質は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) <u>別表第1第1表の物質名欄に掲げる合成樹脂の原材料であつて、これに含まれる物質の含有量等は、制限がないものとする。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>第3 器具及び容器包装</p> <p>A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 食品衛生法施行令第1条に規定された材質の原材料であつて、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。以下同じ。）ごとに定める当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量（以下「含有量等」という。）は、別表第1のとおりとする。ただし、着色料として使用される場合にあつてはこの限りでない。なお、別表第1に掲げる原材料であつて、これに含まれる物質は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) <u>別表第1第1表(1)、(2)及び(3)の表の物質名欄に掲げる合成樹脂の原材料であつて、これに含まれる物質の含有量等は、制限がないものとする。ただし、器具若しくは容器包装が同表(1)若しくは(2)の表の食品区分欄に使用が可能な食品として定められていない食品に使用される場合（同表(1)若しくは(2)の表に掲げる物質が食品に接触する部分に使用されない場合を除く。）又は器具若しくは容器包装が同表(1)若しくは(2)の表の最高温度欄に掲げる許容される最高温度を超えて使用される場合においては、同表(1)若しくは(2)の物質名欄に掲げる物質は同表の特記事項欄において特段の定めがある場合を除き、当該器具若しくは容器包装の原材料として使用されてはならない。</u></p> <p>(2) <u>基ポリマー（材質の基本をなすものをいう。）は、別表第1第1表(1)又は(2)の表の物質名欄に掲げる物質により構</u></p>

(削る)

(2) 別表第1第2表の物質名欄に掲げる物質は、同表の特記事項欄において特段の定めがある場合を除き、別表第1第1表の物質名欄に掲げる物質に対して、同表中の材質区分欄に定められた材質区分に該当する別表第1第2表の材質区分別使用制限欄に掲げる量を超えて器具又は容器包装の原材料として使用されてはならない。

B～F (略)

成されなければならない。ただし、同表(1)又は(2)の表の物質名欄に掲げる物質を98%を超えて含み、それ以外の部分は同表(3)の表に掲げる物質で構成される場合は、この限りでない。

(3) 別表第1第1表(2)の表の物質名欄に掲げる物質は、塗膜として使用されるものでなければならない。

(4) 別表第1第2表の表の物質名欄に掲げる物質は、同表の特記事項欄において特段の定めがある場合を除き、別表第1第1表(1)又は(2)の表の物質名欄に掲げる物質に対して、同表中の合成樹脂区分欄に定められた合成樹脂区分に該当する別表第1第2表の表の区分別使用制限欄に掲げる量を超えて器具又は容器包装の原材料として使用されてはならない。

B～F (略)

別表第1を次のように改める。

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課に備え置いて
縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページにより公表する。)